

令和6年3月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月7日（木） 午後1時30分から午後2時35分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（10名）。
会 長 1 番 有働憲一
会長代理者 2 番 金栗孝義
委 員 3 番 猪口琢真 4 番 菊川俊二 5 番 吉田広志 7 番 高木修治
8 番 池田弘昭 9 番 山崎照代 10 番 中畑昇 11 番 池田勝美
※6番：欠番
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（0名）
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（15名）
江上幸一 樋口哲男 上田憲一 福山修 深草哲夫 中嶋孝 山下栄次
浦部俊一 井島武士 牛島宣雄 竹下孝昭 有富博明 落合修 石原寛之
吉永剛
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（1名）
前淵慎一郎
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 中途解約通知書について
6 そ の 他
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3名）
事務局長 池上 圭造（兼庶務係長）
主事 泉 光星
会計年度任用職員 中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局	泉	1 開 会 定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。 まず、挨拶から始めますので、皆様ご起立をお願いします。 「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から、令和6年3月和水町農業委員会総会を開会します。 2 会議成立宣言 本日は、農業委員10名中10名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により本会議が成立することを宣言します。 3 会長挨拶 有働会長、挨拶をお願いします。
会長	有働	みなさん、改めまして、「こんにちは。」 年が明けまして、正月早々石川県で地震が発生しました。その後、羽田空港で飛行機事故が発生し、一年のスタートで良くないことが起こりました。 明るい話題として、最近では、アメリカの大リーグで大谷選手がドジャースに移籍しました。大きな契約金にも驚きましたし結婚もされました。日本人が世界で活躍するのはうれしいことだし、その活躍は今後の楽しみの一つでもあります。 また、熊本でも、菊陽町に台湾TSMC第一工場がオープンし、開所式が行われました。その隣に第2工場の建設も決まり、さらに菊陽町だけでなく、大津町や山鹿市にも関連工場建設の話も出ているようです。熊本県全体に雇用を含め経済効果が波及していけばと思っています。 本日は3月の総会お疲れさまです。審議の方、よろしくお願いします。
事務局	泉	有働会長、ありがとうございました。 会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。
議長	有働	4 議事録署名人の指名 議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、2番金栗委員と3番猪口委員をお願いします。 それでは、議事に入ります。 5 議事 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 今回、所有権移転の整理番号2は、農業委員会の委員の親族が関与されている案件です。 会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、まずは、この案件を除いて審議します。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による農地の所有権移転の申請が4件と、使用貸借権設定の申請が1件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページから4ページをご覧ください。 所有権移転の整理番号2は、委員の親族が関与されている案件ですので、まず、それを除く案件から説明します。 議案の1ページ及び2ページをご覧ください。 所有権移転の整理番号1 江田の譲渡人から瀬川の譲受人へ（売買） 所有権移転の整理番号3 玉名市の譲渡人から用木の譲受人へ（売買） 所有権移転の整理番号4 福岡県古賀市の譲渡人から宇城市の譲受人へ（売買）

補足しますと、整理番号４の譲受人は町外在住となっておりますが、和水町へ帰郷し就農される予定です。

また、今までも、ご家族が所有されている町内の農地の管理や耕作等を手伝っておられたとのことでした。

次に、使用貸借権設定の申請１件について説明いたします。

議案の３ページ及び４ページをご覧ください。

使用貸借権設定の整理番号１ 中和仁の貸渡人から宇城市の借受人へ（使用貸借）親子間での経営移譲による使用貸借権設定の案件となります。

先程、所有権移転の案件でも申し上げたとおり、借受人は現在町外に住所を置いています。３月下旬に町内に転入され、就農される予定です。

本件の農地については、今まで貸渡人の息子嫁へ使用貸借権を設定され、経営移譲をされておりましたが、今回、娘である借受人の帰郷に伴い、移譲先を変更されるものです。

これらの案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

所有権移転の整理番号２を除く、議案第１号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

所有権移転の整理番号２を除く議案第１号について、何か質問等はありませんか。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

所有権移転の整理番号２を除く議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。

よって、所有権移転の整理番号２を除く議案第１号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第１号の所有権移転の整理番号２について、審議します。

この案件については、農業委員会の委員の親族が関与される案件です。会議規則第１０条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。

——— 関係委員 退室 ———

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第１号の所有権移転の整理番号２について説明します。

議案の１ページをご覧ください。

所有権移転の整理番号２ 原口の譲渡人から竜門の譲受人へ（売買）

この案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第１号の所有権移転の整理番号２についての事務局からの説明は以上となります。

議長	有働	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 議案第１号の所有権移転の整理番号２について、何か質問等はありませんか。 —— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第１号の所有権移転の整理番号２について、原案のとおり許可をすることに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 —— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第１号の所有権移転の整理番号２については、原案のとおり許可することに決定しました。 関係委員の入室を許可します。 —— 関係委員 入室 ——
議長	有働	次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を、議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」 農地法第４条の規定による許可申請が１件提出されています。 申請人及び土地の所在地等については、議案の５ページをご覧ください。 申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。 整理番号１ 倉庫及び露天資材置場並びに駐車場用地 申請人である法人が、自社の倉庫及び露天資材置場並びに駐車場の用地として転用申請される案件になります。 申請地は、瀬川地内の集落に位置隣接する農地で、無許可のまま、既に倉庫が建築され、資材置場及び駐車場として転用されておりました。始末書を添付しての追認案件となります。 排水については、倉庫、資材置場、駐車場のため、生活雑排水、汚水の発生はありません。 雨水については、自然浸透させ、余水については、側面を流れる排水路へ接続されています。 この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。 「農地区分」及び「立地基準」は、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ということで「第１種農地」に該当しますが、集落に接続して設置・利用され、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。 「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することに確実性」「計画面積の妥当性」は、既に転用済みであり、問題はありません。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありませんが、既に転用済みの案件であり、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと考えられます。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われれます。 以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。 議案第２号について、事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

		整理番号 1 について、3 番猪口委員の報告をお願いします。
3 番猪口委員		整理番号 1 について、3 番猪口が報告します。 2 月 28 日に、私と江上推進委員、事務局 2 名、合計 4 名で現地確認を行いました。 申請地は、既に倉庫が建築されており、また、申請人である法人の建築資材置場となっていました。 申請地には、既設水路を付け替えされ、農地の形状変更が多数見られました。 無許可での転用が多くみられ、事後報告は始末書添付でも重大な案件であり、違法転用であることを事務局に指摘しました。 生活用雑排水については、倉庫、資材置場設置なので発生しません。 雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。 申請地は、周辺に農地はありますが、日照、通風など影響は無いと判断しました。 「地域における担い手に対する農地集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないものと思われまます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。 議案第 2 号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第 2 号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請が 5 件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の 6 ページ及び 7 ページをご覧ください。 申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。 整理番号 1 太陽光発電施設用地（賃貸借権設定） 瀬川の貸渡人から京都府京都市の借受人へ太陽光発電施設用地として賃貸借権の設定を行うものです。 申請地は、瀬川地内に位置する農地であり、近隣の土地には既に太陽光発電施設が設置されている用地が多く見受けられました。 給排水については、転用目的が太陽光発電施設の設置であるため、計画はされておりません。 雨水等の処理については、申請地の太陽光設備の外周にフェンスを設置し、雨水は自然浸透させ、隣接する農地等へ流れ込まないように対処されます。 なお、隣接地権者へ事前の説明も行われております。

また、雑排水や汚水処理については、太陽光発電設備の建設のため発生しません。この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当しますが、申請地以外に適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することに確実性」については、令和6年9月末日までに工事完了予定であり、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

続いて整理番号2から4について説明します。

整理番号2と3については、譲受人及び転用目的が同じ案件なので併せて説明します。

整理番号2 露天資材置場（所有権移転）

瀬川の譲渡人から江田の譲受人へ売買による所有権移転の案件で、転用目的は譲受人が営む法人の露天資材置場です。

整理番号3 露天資材置場（所有権移転）

瀬川の譲渡人から江田の譲受人へ売買による所有権移転の案件で、転用目的は譲受人が営む法人の露天資材置場です。

整理番号2及び3とも、申請地は瀬川地内の集落に位置隣接する農地で、無許可のまま、既に資材置場として転用されておりました。始末書を添付しての追認案件となっておりますが、この案件と、後から説明します整理番号4への対応について、事務局長の池上から説明を申し上げます。

事務局 池上

事務局長の池上です。私から、整理番号2及び3並びに後から内容説明のある整理番号4の対応についての説明をさせていただきます。

先程、許可をいただきました4条の案件と、只今議事に上がっております5条の整理番号2から4については、申請人の営む法人の先代の社長が、農業委員会の許可を得ないまま、農地を自社法人の資材置場や倉庫に転用していたものです。

その後、経営が現社長に代わった後、このことが発覚したため、現社長が無断転用状態を解消しようとして、一括して4条・5条による許可申請書を提出されたものです。

無断転用の件数が多かったことから、私が県の農地転用担当課に相談に行きました。

県からは、「4条、5条で4件の転用許可申請が提出されているが、今回は、まず、4条の自社所有農地と5条の整理番号4の社長所有農地の2件の案件について審議する。その許可、地目変更が終了してから、次の段階として、5条の整理番号2と3の、他者から売買により取得転用する2件の案件について審議するよう段階を踏んでの処理が望ましい。」との説明を受けました。

和水町農業委員会としては、その流れで対応を進めていきたいと思えます。当事者である法人の現社長にもこのことは説明済みです。委員の皆様にもご承知いただきたいと思います。

整理番号2及び3並びに後から内容説明のある整理番号4の対応について、私からの説明は以上です。

議長	有働	ただいま池上局長から説明がありました。議案第5号の整理番号2及び3については、継続案件として今回の許可審議からは除きます。 それでは、続きまして、整理番号4と5について事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	整理番号4 露天資材置場（使用貸借権設定） 江田の貸渡人から江田の借受法人へ使用貸借権の設定を行う案件であり、転用目的は借受法人の露天資材置場です。 貸渡人は借受法人の社長で、自己所有の農地を自社法人へ貸し付けるというものです。 申請地は、瀬川地内の集落に位置隣接する農地で、無許可のまま、既に資材置場として転用されておりました。始末書を添付しての追認案件となります。 排水については、露店資材置場のため、生活雑排水、汚水の発生はありません。 雨水については、自然浸透させ、余水については、側面を流れる排水路へ接続されています。 この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。 「農地区分」及び「立地基準」は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ということで「第1種農地」に該当しますが、集落に接続して設置・利用されており、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。 「一般基準」、「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することに確実性」「計画面積の妥当性」は、既に転用済みであり、問題はありません。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありますが、既に転用済みの案件であり、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと考えられます。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われれます。 以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。 整理番号5 工事現場管理事務所及び駐車場用地（賃貸借権設定） 山鹿市の貸渡人から福岡県福岡市の借受人へ賃貸借権の設定を行う案件であり、転用目的は橋の建て替え工事に伴う管理事務所と駐車場の設置です。 申請地は、周囲を県道と、河川管理道路及び宅地に囲まれた農地です。以前は耕作をされていたようですが、現在は耕作はされておらず、草刈り等の管理だけがされているような状態の農地でした。 借受人は、事務所と駐車場への一時転用として2年間の賃貸借権の設定を計画されております。 この転用に伴い、雨水等の処理については、雨水は自然浸透させ、余水については菊池川堤防側の排水路へ排水される計画です。 なお、区長や隣接地権者への事前説明は既に行われております。 また、汚水処理については、浄化槽設置の予定です。 この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。 「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、申請地以外に適当な代替地がないと判断されます。 「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。 「申請に係る用途に遅滞なく供することに確実性」については、令和6年5月末日までに事務所設置完了予定であり、問題ないと思われれます。 「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に接続した農地がないため、支障はないと考えられます。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼす恐れはないと思われれます。 以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。 議案第3号の整理番号1、4、5についての事務局からの説明は以上となります。

議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。 まず、整理番号１と４について、３番猪口委員の報告をお願いします。
３番猪口委員		整理番号１と４について、３番猪口が報告します。 まず、整理番号１太陽光発電施設への転用申請案件について、報告します。 ２月２８日の午後１時に、私と江上推進委員、事務局２名、合計４名で現地確認を行いました。 申請地は、近隣に太陽光発電施設が多数設置されており、閑静な農村の一角を担っていました。 きれいに耕耘されており、管理は出来ていました。 生活用雑排水については、太陽光パネルの設置ですので発生しません。 雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。 申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 次に、整理番号４露天資材置場への転用申請案件について、報告します。 ２月２８日の午後２時に、私と江上推進委員、事務局員２名、合計４名で現地確認を行いました。 申請地は、瀬川地内の「おおむね１０ha以上の規模の一団の耕作地」に隣接し、申請人が経営する会社の建築資材置き場となっていました。 申請地には既設水路を付け替え設置され、形状変更が多数見られました。 無許可での転用案件が多くみられ、事後報告は顛末書添付でも重大な案件であり、違法転用であることを事務局に指摘しました。 生活用雑排水については、資材置き場設置ですので発生しません。 雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。 申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	次に、整理番号５について、現地確認をしていただいた９番山崎委員の報告をお願いします。
９番山崎委員		整理番号５について、９番山崎が報告します。 ２月２８日の午前１０時に、私と福山推進委員、事務局員２名、合計４名で現地確認を行いました。 申請地は、橋の架け替え工事の、事務所建設と駐車場用地としての転用が目的であって、菊池川と県道に挟まれた休耕された農地でした。 所有者は町外在住で、数年間耕作されていない状態でした。 事務所と駐車場を計画されているので、周辺住民との関係性を良好にするように指摘しました。 生活用雑排水については、道路側溝へ接続予定です。 雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。 申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告が

		ありました。 議案第３号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。 —— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第３号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 —— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第３号は原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を付して進達します。 次に、議案第４号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第４号「農用地利用集積計画について」 農用地利用集積計画の賃貸借権設定の案件になります。 この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の８ページから１０ページをご覧ください。 今回申請のあった件数は１６件であり、うち新規設定が２件、再設定が１４件です。 これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、農業経営基盤強化法促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。 議案第４号についての事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 議案第４号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 —— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第４号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 —— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第４号は、原案のとおり承認することに決定しました。 以上で、すべての議事が終了しましたので、報告案件に移ります。 報告第１号について、事務局から報告をお願いします。
事務局	泉	報告第１号「中途解約通知書について」 農地の賃貸借権設定の中途解約が１件、使用貸借権設定の中途解約が１件提出されました。貸し手、借り手双方合意によるものです。 通知者及び土地の所在地等については、総会資料の１１ページをご覧ください。 なお、この２件については、新たな譲受人又は借受人が決まっており、今回の議案第１号の農地法３条の規定による許可申請をされ、先程、農業委員の皆さんから許可をいただいたところです。 以上で、報告第１号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「意見・質問等なし」 ——

議長 有働

無いようですので進行を事務局へお返しします。

事務局 泉

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料の１２ページをご覧ください。

事務局から事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします

これをもちまして、令和６年３月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 2 番 _____

署 名 委 員 3 番 _____

議事録調製者 池上 圭造
本誌（表紙除く） 11 頁